

「大山町自死対策計画(案)」に対する意見募集(パブリック・コメント)

「大山町自死対策計画」(案)は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定するものです。自死の多くは追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとの認識の下、誰もが自死に追い込まれることのない大山町を目指します。

このたび、素案を作成しましたので、町民の皆様のご意見を募集します。

※鳥取県では、遺族等の心情等にも配慮し、法令等の用語を引用する際に「自殺」という表現を使用する場合を除き、「自死」と表現しています。

計画案の名称

大山町自死対策計画～誰もが自死に追い込まれることのない大山町を目指して～(案)

意見募集期間

平成31年2月20日(水曜日)から平成31年3月1日(金曜日)まで(必着)

資料の閲覧方法

町のホームページからファイルをダウンロードしてご覧いただくことができます。また、健康対策課(大山町保健福祉センターなわ)で閲覧できます。

意見の提出について

1. 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に勤務されている方

・町内事業者の方

2. 意見の提出方法

町ホームページからダウンロードした意見書に、氏名、住所等を記入の上、次の1～4のいずれかの方法でご提出ください。

1. 郵送： 〒689-3211 大山町御来屋 467 大山町役場 健康対策課
2. F A X： 0859-54-5087
3. 電子メール（※1）：kenkoutaisaku@daisen.jp
4. 持参： 大山町保健福祉センターなわ内 健康対策課

（※1）意見書を添付し、件名を「大山町自死対策計画（案）パブリックコメント意見」としてください。

留意事項

- ・ 匿名や電話での受付はしておりませんので、ご了承ください。
- ・ いただいたご意見の公表はいたしません。

問合せ先

大山町 健康対策課
電話：0859-54-5206